



第3部 所有者や相続人が将来に向けて知っておきたいこと

生前での備え（成年後見制度・民事信託）

生きているうちでも、認知症などでご自身の判断能力が十分でなくなったとき、周りのご家族は、住まいなど財産の扱いに困ってしまうことが起こり得ます。このようなときに備えるためには、**成年後見制度**や**民事信託**の仕組みがあります。



成年後見制度は、認知症の方など、判断能力が不十分な方々を支援する制度です。家庭裁判所に選ばれた成年後見人などは、ご本人の代わりに住まいに関する契約、銀行との取引、各種費用の支払い、年金の受給など、様々な財産管理や手続などのサポートを行います。

すでに判断能力が
不十分な場合に



法定後見制度

ご家族などが申立てをして、家庭裁判所が成年後見人などを選ぶ制度（P.30）

元気なうちに、ご自身で将来に備えるために

任意後見制度

誰にどんなことを支援してもらうのかあらかじめ自分で決めておく制度（P.30）

民事信託



信頼できる人に、自宅などの財産を信じて託す（信託する）制度（P.31）

MEMO



成年後見制度ってどんな制度？

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。

成年後見制度

認知症や知的障害のある方など、判断能力が不十分な方々を支援する制度。介護・福祉サービスの契約、銀行との取引、各種費用の支払い、年金の受給など、様々な手続や財産管理などがサポートされます。

1. 任意後見制度

自分で後見人と
将来の契約を結ぶ



2. 法定後見制度

家庭裁判所が
後見人などを選ぶ

1. 任意後見制度

任意後見制度とは...

判断能力が不十分となる前に、誰にどんなことを支援してもらうのかあらかじめ自分で決めておくことができる制度です。

2. 法定後見制度

法定後見制度とは...

すでに判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が成年後見人などを選ぶ制度です。後見人はご本人の代わりに法律行為などの支援を行います。

ご本人の判断能力に応じて次の3つの制度が用意されています。

判断能力が不十分な方 補 助

支援を受けなければ、契約などの意味・内容を理解し、判断することが難しい場合がある。



判断能力が 著しく不十分な方 保 佐

支援を受けなければ、契約などの意味・内容を理解し、判断することができない。



ほとんど判断できない方 後 見

支援を受けても、契約などの意味・内容を自ら理解し、判断することができない。



ご相談は、お近くの司法書士にご連絡ください。（連絡先はP.42）。

民事信託ってどんな制度？

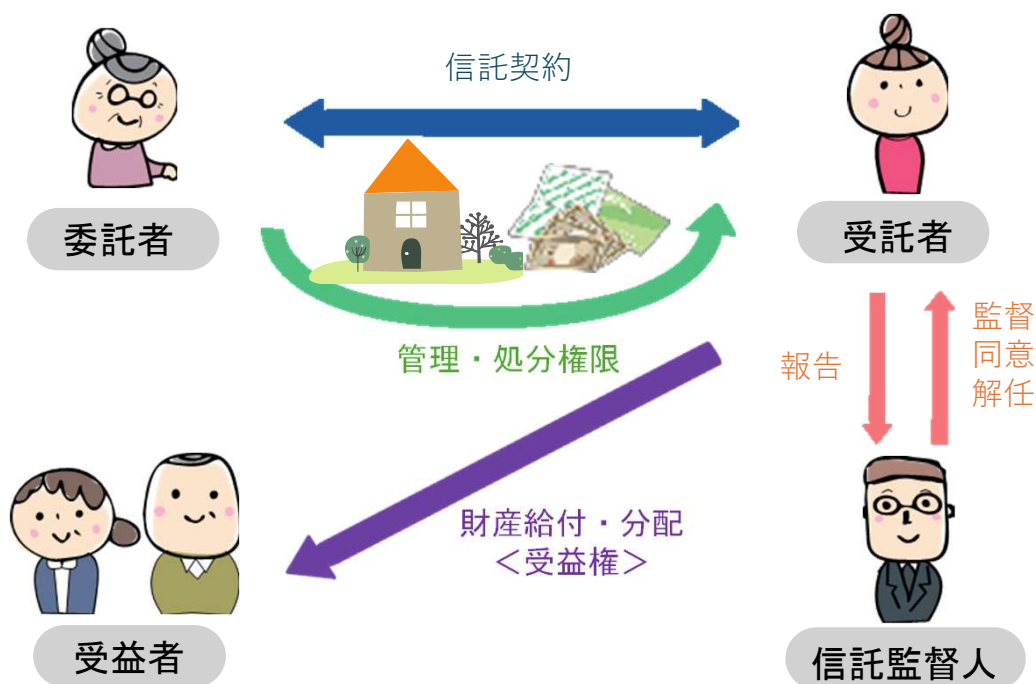
生きているうちでも、認知症などでご自身の判断能力が十分でなくなったとき、周りのご家族は、住まいなどの財産の扱いなどに困ってしまうことが起こりえます。このようなときに備えるためには、成年後見制度のほかに、民事信託の制度があります。

民事信託は、**元気なうちに自宅などの財産を、「信頼できる人」に「信じて託す（信託する）」**ことです。

委託者と受託者が自宅などの財産の管理・処分に関する事務について契約を結ぶことで、受託者は自宅を賃貸・売買することも可能です。

信託契約は、財産管理の期間を本人の死亡後も含めて設定できるなど内容の自由度が高い反面、受託者等の選定や契約条項につき専門的な判断を要します。

ご相談は、お近くの司法書士にご連絡ください（連絡先はP.42）。



遺言書

～きちんと伝えたい、大切な人へのメッセージ～

我が家を誰にどのように残したいかなど、「もしも」の後に関する自分の意思や想いを確実にご家族に託すためには、「遺言書」の作成をお勧めします。法律に則って作成された遺言書の記載は、法定相続のルールにも優先します。遺言書の紛失や改ざんを防ぐには、法務局に預けたり、公正証書として作成したりといった方法があります。



どちらにする？～自筆証書遺言と公正証書遺言～

遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言などいくつかの形式があります。このうち、自筆証書遺言と公正証書遺言について、その違いを表に示しました。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者本人が全文・日付・氏名を自書及び捺印する ただし、相続財産目録等の記載は自書でなくてもよい	遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人が書面にする
保管方法	遺言者本人の判断により、自宅で保管または法務局に預ける	原本は公証役場において厳重に保管される
家庭裁判所の検認	必要 (法務局に預けた場合、検認は不要)	不要
特徴	・作成費用がかからない ・作成に手間がかからない ・内容に不備があると無効になる可能性がある ・自宅保管の場合、紛失や改ざんのおそれがある ・自宅保管の場合、相続人に発見されないことがある	・無効な遺言書になりにくい ・紛失や改ざんのおそれがない ・公証人が出張して作成することが可能 ・長期間適正に保管し、紛失などのおそれがなくなる

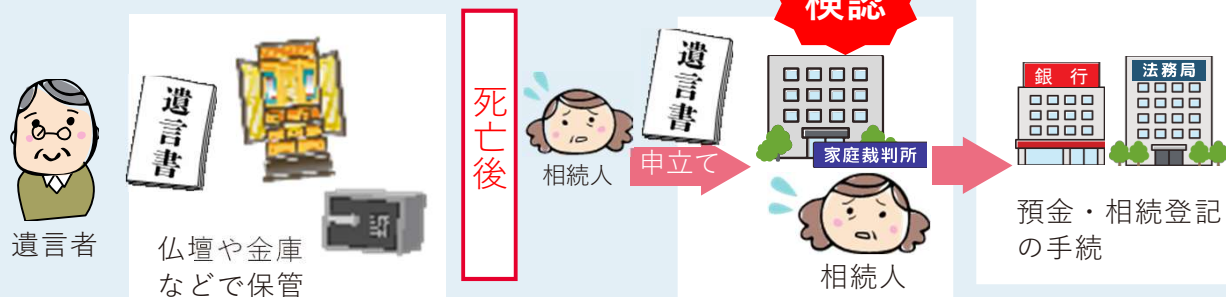
遺言のほかにも、ご自身の死後の手続（葬儀・埋葬の実施、諸費用の支払い、遺品整理など）を他の人に任せることができる「死後事務委任契約」があります。特に、身寄り・相続人がいない方や、親族に頼ることが難しい方は、この契約により、生前から「もしも」の時に備えることができます。

ご相談は、お近くの司法書士にご連絡ください（連絡先はP.42）。

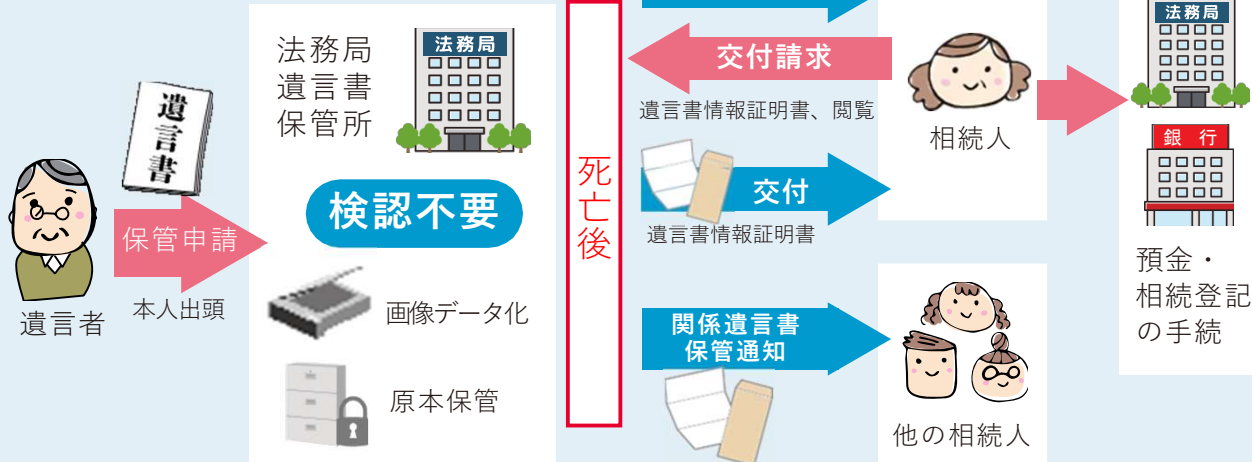
自筆証書遺言書保管制度とは？

自筆証書遺言書を全国の法務局（本局・支局）で保管する制度のことです。

自宅で保管する場合



保管制度を利用する場合



メリットは？

- ①家庭裁判所での検認が不要です。
- ②遺言書が紛失・亡失するおそれなくなります。
- ③遺言者の死後、相続人などに遺言書が保管されていることを法務局から通知します。

相続開始後は？

- ①相続人などは遺言書の証明書の請求や、遺言書の閲覧などができます。
- ②相続人などが遺言書の証明書の交付を受けたり、閲覧をしたりすると、遺言書を保管していることを法務局から他の相続人に通知します。

あなたの最後の意思表示が確実に伝わります！ 相続トラブルを防ぎ、相続手続が円滑に進みます！

● 手数料一覧 ●

申請・請求の種別		申請・請求者	手数料
遺言書の保管の申請		遺言者	1通につき 3,900円
遺言書の閲覧の請求	(モニター)	遺言者・関係相続人など	1回につき 1,400円
	(原本)		1回につき 1,700円
遺言書情報証明書の交付請求		関係相続人など	1通につき 1,400円

自筆証書遺言書
補完制度の詳細は
法務省ＨＰの
二次元コードから
ご覧ください。



自筆で遺言を書いてみよう！



自筆で遺言を書くときのルールは4つだけ

①本文の内容

②作成日付

③作成者氏名

④作成者の印鑑を自分で押す

これらを全部自筆で書く！

※相続財産目録等は、自書によらずパソコン等での作成が認められています。



一番簡単な遺言書の例

全ての財産を妻にのこす遺言書の例

遺言書

全ての財産は、妻〇〇〇〇に相続させる。

令和〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号

司法太郎



【注意】

- ①西暦または和暦で、日にちまで必ず書くこと（×吉日）
- ②なるべく戸籍に記載されている氏名を書くこと
- ③印鑑は認印でも実印でも可（×スタンプ印）
- ④ボールペンやサインペン等の消えにくい筆記具で書くこと



自筆で書いてみたら、法務局に預けてみよう！

「違う内容の遺言を書きたい」「法務局への預け方を相談したい」という場合は、お近くの司法書士にご連絡ください（連絡先はP.42）。

↑ 余白 5 ミリメートル以上

《法務局に預ける遺言書の用紙には、次のルールがあります。》

- ① 用紙は、**A 4 サイズ**で、文字の判読を妨げるような**地紋、彩色等のないもの**を使ってください。
- ② このページのような**余白を必ず確保**してください。
- ③ ページ数や変更・追加の記載を含めて、**余白部分には何も記載しない**でください。
- ④ 各ページに**ページ番号を記載**してください。
(1枚のときも 1/1 と記載してください。)
- ⑤ 片面のみを使用し、**裏面には何も記載しない**でください。
- ⑥ 数枚にわたるときであっても、**とじ合わせない**でください。

法務局への預け方の詳細は、次のページをご覧ください。

↑ 余白 10ミリメートル以上

← 余白 20 ミリメートル以上

→ 余白 5 ミリメートル以上

遺言者が遺言書を預ける ～保管申請の流れ～

1

自筆証書遺言に係る遺言書を作成する



2

保管の申請をする遺言書保管所を決める

保管の申請ができる遺言書保管所

- 遺言者の住所地 ● 遺言者の本籍地
- 遺言者が所有する不動産の所在地



のいずれかを管轄する法務局・地方法務局内にある遺言書保管所

3

申請書を作成する

申請書に必要事項を記入してください
申請書の様式は、法務省HP

(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)
からダウンロードできます。

遺言書 申請書 | Q

また法務局（遺言書保管所）窓口にも
備え付けられています。

4

保管の申請の予約をする

予約の方法は3種類



ウェブサイト



電話



窓口

5

保管の申請をする

ア 遺言書

イ 申請書

ウ 添付書類（本籍地及び筆頭者の記載がある住民票の写しなど）

エ 本人確認書類（官公署から発行された顔写真付きの公的証明書）

マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書 旅券 乗員手帳
在留カード 特別永住者証明書 ※有効期限のある証明書は期限内のもの

オ 手数料 1通につき 3,900円

※一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り返却されません。

ア～オ を持参して予約した日時
に遺言者本人が、遺言書保管所
にお越しください。



6

保管証を受け取る

手続終了後、保管証をお渡しします。

遺言書の閲覧、保管の申請の撤回、変更の届
出、遺言書情報証明書の交付請求などをする
ときに 保管番号があると便利です。
大切に保管してください。



相続登記の義務化がスタート！

相続登記は必要です

土地や建物を所有していた方が亡くなられて相続が発生した場合、「**相続による所有権の移転の登記**」を**法務局**に申請することになります。

相続登記が義務化される法律が令和6年4月1日に施行されました。この新しい法律では正当な理由なく**登記を怠ると10万円以下の過料**が科されることになっています。

なにより申請をせずに放っておくと新たな相続が発生し、**相続登記の手続がますます難しく**なってしまいます。

相続登記をしないと…

！**手続がどんどん複雑になります**



相続人がどんどん増えて、
話し合いがうまく進まない。

書類収集の手間が増え、
費用が高くなる。



相続人の中に
面識がない人が現れ、
協議に時間がかかる。

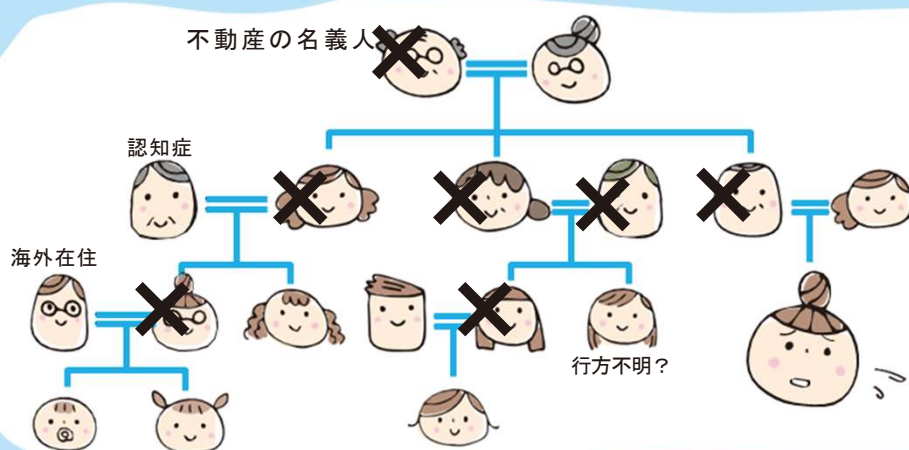


相続人の中に認知症になるなど
判断能力が低下した人がいると、
家庭裁判所に成年後見人等の
選任申立てが、



所在不明の人がいると、

不在者財産管理人の選任申立てが
必要になるケースが生じる。



面識がない人、
連絡の取れない人がいて
話し合いができない。
どうしよう…

時間がたつほど、
相続人が増えて
手続が難しく…！

相続が発生したら、早めに相続人で話し合い（遺産分割協議）を行って、
話し合いの結果を相続登記に反映することが重要です。

いったい誰が相続人？～相続人と法定相続分～

相続の際には、遺言書の内容、遺産分割協議による内容の順に優先され、いずれもない（しない）場合には、「法定相続」となるのがルールです。法定相続の基本的なルールは、次の図のとおりです。

法定相続は、相続人の中で合意できなかったときの配分割合であり、親族で住まいなどを共有することになります。遺言書がない場合は、できる限り、**遺産分割協議により、相続人全員の話し合いで遺産をどのように分配するか決めましょう。**

相続順位	法定相続人と法定相続分	
第1順位 子がいる場合	配偶者  $\frac{1}{2}$	子 ※人数で分割  $\frac{1}{2}$
第2順位 子がなく 親がいる場合	配偶者  $\frac{2}{3}$	親 ※人数で分割  $\frac{1}{3}$
第3順位 子ども、親も いない場合	配偶者  $\frac{3}{4}$	兄弟姉妹 ※人数で分割  $\frac{1}{4}$

第1順位の人がない場合に
相続人となります

第1順位・第2順位の人がない場合
に相続人となります

- ※ 第1順位の場合、子が亡くなっているときは、その子（被相続人にとっての孫）が相続人となります。
- ※ 第2順位の場合、親が亡くなっているときは、その親（被相続人にとっての祖父母）が相続人となります。
- ※ 第3順位の場合、兄弟姉妹が亡くなっているときは、その子（被相続人にとっての甥・姪）が相続人となります。

また、財産を相続したくない場合には、家庭裁判所で手続を行うことで、全ての財産（空き家・負債などを含む）の相続を放棄する「相続放棄」をすることも認められています。

ただし、相続放棄をした後でも、現にその財産を占有しているときは、相続財産清算人に引き継がれるまで、引き続きその財産を管理しなければなりません。

そのため、近隣に迷惑がかからないよう、家庭裁判所に相続財産清算人の選任申立てを行うことも検討すべきです。

遺留分

遺留分とは、亡くなった方（被相続人）が遺言書によって無償で遺産を譲渡したときや、亡くなる前の一定の期間内に贈与をしていたときに、**相続人が一定の割合の財産に相当する金銭の支払いを請求をすることができる権利**のことです。

請求するかしないかは各相続人の自由であり、故人の意思を尊重して、請求しない人もいます。

しかし、争いの元になりかねないため、遺言書を作成するときや生前に贈与をするときには、この遺留分に配慮することをお勧めします。



相続土地国庫帰属制度

相続または遺贈により土地の所有権を取得した方が、**一定の要件を満たせば**、10年分の土地管理費に相当する額の負担金を国に納付した場合に、その**所有権を国庫に帰属させることができます**。



詳細はこちら

詳細は法務省のウェブサイトをご参照ください。

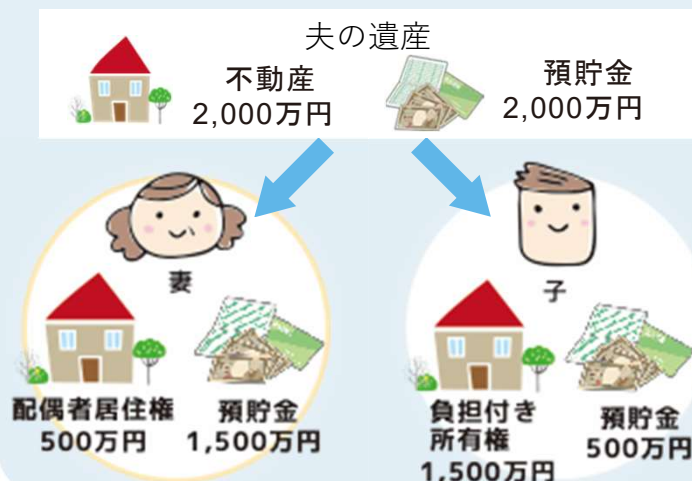
配偶者居住権ってどんな制度？

令和2年4月の民法改正により、配偶者居住権が創設されました。

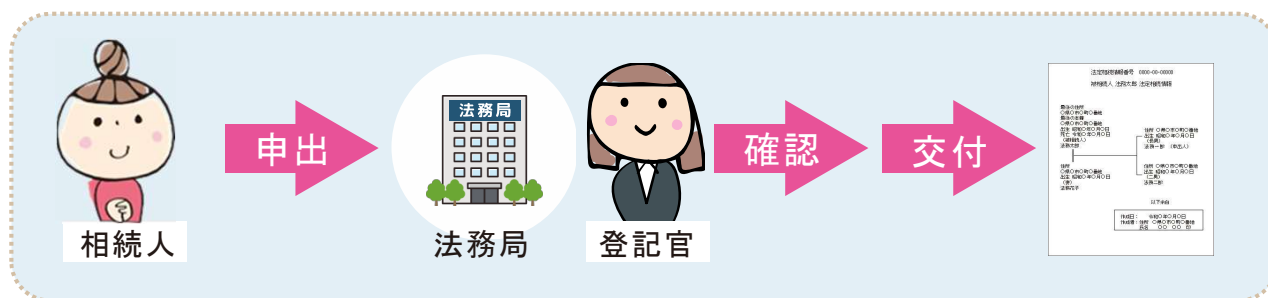
これによって、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、遺産分割協議や遺言書の記載に基づき**配偶者居住権を取得すれば**、終身または一定期間、**その建物に無償で居住することができるようになります**。

この権利を第三者に対抗（主張）するためには、登記が必要です。

夫の遺産を妻と子で分割する際のイメージ



無料で利用できます！ 法定相続情報証明制度



相続人が法務局に、以下の必要書類（※１）を申出書に添付して申出します。登記官が内容を確認後、法定相続情報一覧図（法定相続人が誰であるのかを一覧にしたもの）に認証文を付した写しを**無料**で必要通数交付します。

法定相続情報一覧図の保管期間中（５年間）は、**再交付**を受けることができます。

法定相続情報一覧図（記載例）

	必要書類	取得先
被相続人の	出生から亡くなるまでの戸除籍謄本（戸除籍記録事項証明書）	被相続人の本籍地の市区町村（※２）
	住民票の除票の写し	被相続人の最後の住所地の市区町村
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本（戸籍記録事項証明書）	被相続人の本籍地の市区町村（※２）
申出人の	氏名・住所を確認することができる公的書類	—
	法定相続情報一覧図（右図）	—

法定相続情報番号 0000-00-00000
被相続人 法務太郎 法定相続情報

最後の住所
〇県〇市〇町〇番地
最後の本籍
〇県〇市〇町〇番地
出生 昭和〇年〇月〇日
死亡 令和〇年〇月〇日
(被相続人)
法務太郎

住所 〇県〇市〇町〇番地
出生 昭和〇年〇月〇日
(妻)
法務花子

住所 〇県〇市〇町〇番地
出生 昭和〇年〇月〇日
(長男)
法務一郎 (申出人)

住所 〇県〇市〇町〇番地
出生 昭和〇年〇月〇日
(二男)
法務二郎

以下余白

作成日： 令和〇年〇月〇日
作成者：住所 〇県〇市〇町〇番地
氏名 〇〇 〇〇 印

※１ 別途必要書類がある場合があります。

※２ コンビニエンスストアまたは最寄りの市区町村で取得できるケースもあります。

ご相談は、お近くの司法書士にご連絡ください。（連絡先はP.42）



どこに相談したらいいの？

空き家に関するワンストップ相談窓口

お問い合わせ先：可児市建設部施設住宅課

電話：（０５７４）６２－１１１１

Eメール：sisetujyutaku@city.kani.lg.jp



可児市の空き家対策に協力する専門家団体

団体名称	対応できる相談内容	連絡先
岐阜県司法書士会	相続、成年後見・財産管理、契約、紛争の解決に関する事	(058) 246-1568
岐阜県行政書士会	所有者と相続人の調査確認などに関する事	(058) 263-6580
岐阜県土地家屋調査士会	敷地の境界、建物の未登記・取壊しの場合の登記などに関する事	(058) 245-0033
(公社) 岐阜県建築士会	建物の状況に関する調査や建築に関する事	(058) 215-9361
(公社) 岐阜県宅地建物取引業協会	住まいの売買や賃貸に関する事	(0574) 23-1800
(公社) 全日本不動産協会岐阜県本部		(058) 272-5968
(公社) 岐阜県不動産鑑定士協会	土地・建物の価格や賃貸料の適正価格に関する事	(058) 201-2411
名古屋税理士会 多治見支部	相続税・不動産取得に関する事	(0572) 25-4444
可児警察署	防犯・防災に関する事	(0574) 61-0110

**空き家の管理について、ご自身で対応できない場合、
代行業者に委託する方法もあります。**

団体名称	委託できる相談内容	連絡先
可児市空き家再生プロ集団	空家管理全般	(0574) 25-2259
ベンリーバロー 可児坂戸店	空家管理全般	(0574) 61-4861
(公社) 可児市 シルバー人材センター	除草、剪定、蜂の駆除	(0574) 63-5811

その他、競争入札参加資格者名簿は市ホームページをご確認ください。





こんなときは司法書士に相談を

- 相続による土地や建物の名義変更手続
- 土地や建物の贈与
- 借金が多いので相続を放棄したい
- 会社役員が死亡したので登記手続が必要
- 相続登記をしたいが、相続人の一人が行方不明
- 遺産分割をしたいが、協力しない相続人がいて話がまとまらない
- 高齢の親が認知症になり、財産管理が必要
- 親が亡くなり、遺言が見つかった
- 相続に伴い、預金の解約手続が必要



まずは、お近くの司法書士会にご連絡ください！



岐阜県司法書士会 電話：(058)246-1568



お近くの司法書士を探せます！

日本司法書士会連合会が運営する「しほサーチ」では、ご利用端末の位置情報や都道府県から、お近くの司法書士の所在地や連絡先を調べることができます。

→「しほサーチ」は
二次元コードより
アクセスしてください。

